

財務省告示第四百五十九号

省令第三十号（第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	振替法の適	用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金額	振替単位	募集の価格日	利率	経過利子の払込み
利付国庫債券（十年）（第二四回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額	五百四十九億六千四百万円	額面金額で百五十億円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年十月二十日	額面金額百円につき九十九円七	十六銭	年一・五パーセント	（一）額に日本郵政公社総裁は、払込額に加えて、次の算式により算出した金額を第十九号の規定

る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{30}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるもの座については、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合、前記(一)の算式に当該金額に適用するべき金額を乗じた金額とする。この場合、前記(一)の算式に適用するべき金額は、前記(一)の算式により算出た金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額とする。

平成一七年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十四 第二期以後の利子以  
 償還期限  
 償還金額  
 元利支  
 十七  
 十五  
 十六  
 十七

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十六年九月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

十 十  
九 八

払 募 払  
込 集 場  
期 期 所  
日 間

平 六 平  
成 年 成  
十 十 十  
六 月 六  
年 十 年  
十 四 十  
月 日 月  
二 ま 七  
十 で 日  
日 から  
平成  
十